

Q 従業員のミスによる損害賠償を身元保証人に請求できますか

A

身元保証人と連帯保証人は、一般に混同して用いられがちですが、連帯保証人は、例えば、借金などの金銭債務を複数の人が連帯して返済する場合（Aさんが借りた借金を返済できない場合には、連帯保証人であるBさん、CさんのうちBさんが返済すれば、Aさん、Cさんは返済しないで、済むことになるが、BさんはAさん、Cさんに求償できる場合など）に用いられる用語です。

一方、身元保証人とは、その人の一身上の事情や資力などに関して請け合うことを指し、特に、雇用される者が将来雇い主に与えるかもしれない損害、例えば、仕事上のミス、不正経理、社内外のトラブルによるものを賠償する立場に立つことをいい、労働関係で用いられるのはこの身元保証人のことです。

なお、労働契約は労働者本人と使用者との契約になりますが、身元保証契約は、身元保証人と使用者との契約ということになります。

身元保証人の責任が過重にならないように「身元保証ニ関スル法律」で、次のように規定されています。なお、身元保証人の権利を保護するため、この法律の規定に反する内容の定めはすべて無効とされます（同法6条）。

(1) 身元保証契約の有効期間は、特に定めなかった場合には、3年（商工業の見習い者の場合は5年）、期間を定める場合は最長5年で、更新することもできます（同法1、2条）。

なお、自動更新の定めをしても、当然に更新されるものではなく、期間満了の時点で保証人に通知して更新するか否かを判断する機会を与え、拒絶の意思がない場合にはじめて、更新の効果が生ずると解釈されています。

(2) 使用者は、従業員が仕事に向いていないことが分かった場合や、従業員の言動等によって身元保証人の何らかの責任を負わせかねないことを知ったとき、あるいは仕事の内容が変わったために身元保証人の負うべき責任が重くなったとき、勤務場所が変わったことにより、身元保証人が監督することが困難になったときなどには、その旨を身元保証人に通知しなければならないこととされています（同法3条）。

一方、この通知を受けた身元保証人は、将来に向かつて身元保証契約を解除することができます（同法4条）。また、身元保証契約の合意範囲は、原則として当該使用者の指揮命令下での労務提供に限られているので、特段の

事情がない限り出向先での行為には及ばないとした裁判例があります（「坂入産業事件」昭 58.4.26 浦和地裁判決）。

(3) 実際に従業員の不始末によって、身元保証人がその損害を賠償することになった場合でも、裁判所は、その賠償の範囲と金額を決める際に、

- ①従業員を監督すべき使用者に落ち度はなかったか
- ②身元保証人が身元保証をするに至った理由
- ③身元を保証する際にその内容をどの程度認識していたか
- ④従業員の仕事の内容や地位
- ⑤従業員の身上の変化

などの事情を総合勘案して、損害賠償責任を決定することとされています（同法 5 条）。

このため、過去の裁判例の多くで、従業員本人が負担すべき賠償金額に比べ、身元保証人が負担すべき金額は減額されています（「丸山宝飾事件」平 6.9.7 東京地裁判決など）。